

申請をお考えの際は必ず事前にご相談ください

会津若松市 移住支援制度

移住の準備に

移住の準備（就活、住まい探し等）のため市内を訪問する際に利用可能です



交通費の補助



【基準額】

- 東京都から訪問する場合 8,000円
- 神奈川県から訪問する場合 10,000円

宿泊費の補助



交通費の補助を受けた方のみ

- 宿泊費の1/2以内、上限1泊2,500円
- 会津地域移住希望者応援補助金と併用した場合、上限1泊5,000円

レンタカー等の補助

交通費の補助を受けた方のみ

- レンタカー、シェアカー、タクシー
- 1日上限5,000円、2日間まで



移住・Uターン

東京圏からの移住

東京23区内に5年以上居住または通勤・通学していた方が本市に移住し、就業等の要件を満たした場合

or

Uターン&孫ターン

30歳以下で、本人もしくは両親、祖父母のいずれかが過去に本市に5年以上居住していた方が本市に移住し、就業等の要件を満たした場合

単身 60万円
2人以上の世帯 100万円

+

18歳未満の子ども1人につき
100万円

例えば

- 東京都世田谷区から夫婦+5歳と3歳の子どもが家族が移住した場合 300万円
- 宮城県から会津若松市出身の29歳が単身で移住した場合 60万円



要件を確認し
必ず移住前に
ご相談ください



住まい

家賃補助



最大
24万円

40歳以下で、県外から移住し、市内事業所等に就業等した場合

- 上限 月20,000円（最大12月間）

住宅取得補助

最大
140万円

40歳以下で、県外から移住し、新築・中古の住宅を取得した場合、最大70万円

- 来てふくしま住宅取得支援事業補助金と併用した場合、最大140万円



空家の改修補助

最大
100万円

会津地域外から移住し、市内の空家を改修した場合

- 最大100万円

この他にも
支援制度があります



結婚・新婚世帯

結婚新生活支援



結婚に伴う住宅取得や改修、賃貸住宅の家賃等引越し費用の補助

- 最大60万円

所得等要件あり



仕事

就業・創業・就農

就業・創業・就農支援制度、会津地域の求人情報について



支援制度の一部↓

奨学金返還支援

最大
90万円

30歳以下で、県外から移住し、市内に本社がある事業所に就業等した場合

- 上限 月15,000円（最大5年間）



創業支援



● 会津若松市チャレンジ企業応援補助金
市内の中小・小規模企業者の新たな事業へのチャレンジ支援

就農支援



● 未来ファーマースタート支援事業
市外から移住就農を希望する場合の研修や就農時の補助、家賃の一部支援

移住婚コネクト事業

移住婚コネクト事業を利用し結婚した場合

- 結婚祝い金 10万円
- 移住婚イベントへの参加補助（交通費等）
- 最大20,000円



お気軽にご相談ください

移住相談会や交流会などの開催情報も発信中!

会津若松市移住ウェブサイト



会津若松市の移住相談窓口

会津若松市定住・二地域居住推進協議会
福島県会津若松市追手町2-4-1
会津若松市役所企画政策部地域づくり課内
電話：0242-39-1202

メールはこちら



東京都の移住相談窓口

ふくしまぐらし相談センター（福島県公式移住相談窓口）
東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階
NPOふるさと回帰支援センター内
電話：03-6551-2989



相談窓口

